

## 平成 20 年度 第 2 回府中市福祉計画検討協議会 会議録

■ 日 時：平成 20 年 7 月 29 日（火） 午後 2 時から 4 時まで

■ 場 所：府中市役所 北庁舎 3 階 第 6 会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

板山賢治、伊藤敏春、大津貞夫、川和勝、菊地満里子、北川勉、鈴木真理子、  
鷹野吉章、東英彦、平田嘉之、藤原慶一、逸見小百合、和気康太、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（矢ヶ崎）、福祉保健部参事兼高齢者支援課長（鎌田）、地域福祉推進  
課長（鳥羽）、地域福祉推進課長補佐（山崎）、地域福祉推進課（堀）、生活援護課長  
補佐（安齋）、高齢者支援課長補佐（加藤）、同課介護保険担当主幹（田添）、同課地  
域包括支援センター担当主幹（市川）、同課在宅支援係長（中野）、障害者福祉課長  
（深美）、障害者福祉課長補佐（松尾）、健康推進課長（松田）、こども家庭部長（松  
本）、子育て支援課推進係長（山本）

株式会社生活構造研究所

- 議 事
- 1 開会
  - 2 検討協議事項
    - (1) 第 1 回福祉計画検討協議会会議録について
    - (2) 福祉計画素案の検討について
  - 3 その他

- 資 料
- 資料 1 第 1 回府中市福祉計画検討協議会会議録  
資料 2 府中市福祉計画の考え方と施策の方向について

## ■ 議事要旨

### 1 開会

事務局：定刻になりましたので開会いたします。まずお手元の資料のご確認をさせていただきます。資料1～2についてご確認ください。本日の会議は、委員20名中、14名の委員の皆様にご出席いただいておりますので有効となります。

会長：前回4月の会議の結果を受けて素案ができたようです。これを全体として審議いただきたいのでよろしくお願いいたします。

### 2 検討協議事項

#### (1) 前回福祉計画検討協議会会議録について

事務局：資料1の前回議事録につきましては、事前に皆様に郵送したものを指摘の部分に修正を加え、個人名を委員という表記にしております。また、5ページの「養護学校」という表記については学校教育法の改正に伴い「特別支援学校」に変更いたします。これでよろしければ市ホームページ、中央図書館、市政情報公開室で公開させていただきたいと存じます。

会長：ありがとうございます。特に異論は無いようですので、ホームページ、図書館等で公開するというごをお願いします。

#### (2) 福祉計画素案の検討について

会長：それでは事務局から素案の説明をお願いします。

事務局：(資料2を説明)

計画素案については8月21日から1か月間、パブリック・コメントを実施する予定です。その後、いただいたご意見を事務局で検討し、10月上旬から中旬ごろ各分野別に検討会を開催いたします。そして、10月下旬から11月ごろ当福祉計画検討協議会で検討していただきたいと考えています。全体のまとめは来年1～2月を予定しています。

会長：この内容でパブリック・コメントを実施し、市民のご意見を頂戴するということが、何かお気づきの点はありますか。

委員：これだけ素晴らしい内容のものを短期間にまとめていただいて驚いております。インクルージョン、バリアフリーなどが新たに盛り込まれていますが、バリアフリーで「情報のバリアフリー」、「こころのバリアフリー」などの説明をどこまでするか検討が必要だと思います。57ページの「制度のバリアフリー」だけ説明がありますが、説明が少しわかりにくく、また、制度をなくしてしまうというニュアンスもあるので、文章を変えたほうがよいと思います。

- 会 長：パブリック・コメントを実施するときには、カタカナ用語については注釈を入れたほうがよいですね。
- 副 会 長：バリアフリーとユニバーサルデザインがどう違うのかわかりにくいということもありますし、とにかく社会福祉の分野はカタカナ用語が多いので、できるだけわかりやすい用語に置き換えていくということが必要だと感じています。
- 事 務 局：カタカナ言葉については注釈か日本語で置き換えられるものはかっこ書きで表示していきます。
- 委 員：バリアフリーについても説明が必要ですね。4つのバリアフリーについては47、48ページで体系を示している。利用者本位の仕組みづくりのところに「情報のバリアフリー」と「制度のバリアフリー」があり、みんなでつくる支えあいのまちづくりに「心のバリアフリー」、「物理的なバリアフリー」が福祉のまちづくりです。20ページの災害時のサポートシステムづくりは大事なのですが、このイメージ図では各主体の関係が見えないのではないかと。連携のシステムを考えていただければありがたい。
- 会 長：制度や仕組みの面、芸術や文化、スポーツというような分野、市民の心に潜む問題、それから建築物や交通機関のハード面という4つのバリアフリーについて説明がありました。共通の理解としてほしいと思います。20ページの災害時のサポートシステムづくりについて、委員は具体的にどのようにお考えですか。
- 委 員：防災部局が中心になるかとは思いますが、福祉は6地域に分かれていますのでそれを活用する。また、コミュニティ協議会を活用できるとよいですね。
- 事 務 局：20ページの図については関係団体との連携が分かるように作り直します。
- 会 長：現状では事務的な図に見えますので、実際の、心のこもったものにしてほしいと思います。個人情報との関係で一人暮らしのお年寄り、障害を持った人がどこにお住まいかわからないので地域の人が手を差し延べようにもそれができない。だれがどのような生活をしているかわからない。したがって、防災のシステム、ネットワークづくりをしようにもそれができないということがよくいわれるのですが、府中市の場合はいかがでしょうか。
- 事 務 局：現在、要援護者対策として安否確認の対象者をどの範囲までにするかを決めたところですが、人数の洗い出しをしています。名簿づくりはデリケートな問題もあるので、手上げ方式、同意方式にするかをこれから検討します。緊急な課題ではあるが必ずしも進んでいないのが現状です。
- 会 長：ネットワークを生かすためにも、どこに誰がいるか、具体的な名簿がないと動けない。市長を中心とした決断が必要だと思います。
- 委 員：民生委員協議会では、全国で災害時一人も見逃さない運動が行われています。府中市では6地区ありますが、各委員が気になる人や一人暮らしの人、高齢者のみの世帯等を地図に落とし、持ち回って現に進めている。近く市と調整する予定です。
- 委 員：阪神・淡路大震災時のあれほどの被害だと、組織があってもなかなか機能しなかつ

たというのが現実だと思います。あの時だれがどこに住んでいて、家族が何人いるかという状況を一番把握していたのは郵便局だそうです。あそこにはまだだれかいそうだというような情報を防災組織に伝えたということです。府中市も武蔵府中郵便局と防災協定を結んでいるようなので、事前に綿密な打ち合わせをしておくとういと思います。

委員：府中市は人口 24 万人で、65 歳以上が 4.2 万人、75 歳以上が 1.8 万人います。これらの人に地震が来たらどこへ行ったらよいのか、どこかの窓やドアを開けておくことなどを教えておく必要があると思います。

会長：高齢者の避難についてですが、二階に寝室があると一階に降りるのが難しい。縄ばしごが必要です。また、家が壊れたとき、ペンライトや携帯電話なども役立ちます。災害時の備蓄品にどのようなものを入れておくべきかの配慮についても協議会として提案したいと思います。

委員：この膨大な資料がすべてパブリック・コメント手続に出るのか、それとももう少しまとめるのでしょうか。

事務局：この計画は、福祉計画と 3 つの分野別計画が合わさっています。手続の方法は要綱で決められていまして、インターネットで全資料を掲載するとともに、文化センター、市政情報センター、中央図書館、主管課に印刷物を置きます。ご意見は受付箱に投函、郵送、FAX、E-mail などでいただきます。計画全体についていろいろなご意見を伺いたいので、分量は多いのですが、このまま全体として出そうと考えています。

委員：同じことが繰り返し出てくるような印象を持ちました。かなり興味のある人でないと読み切れないのではないのでしょうか。また、障害者計画と障害福祉計画の違いが判然としない。

事務局：障害福祉計画というのは、障害者自立支援法のなかで国がサービスの見込み量を示すための計画です。障害者計画というのは障害者基本法のなかで、障害者のための施策に関する計画を策定しなければならないということで、もう少し幅広いもので、この一部が障害福祉計画と考えていただければと思います。

会長：これは専門家でも間違えます。根拠法の違いです。昔は作っても作らなくてもよかったのが、最近では自治体でも両方作らなければならなくなりました。責任を持って福祉を進めるということで、大きな前進なのです。

委員：102 ページで災害時のための最低限の情報提供については高齢者一般で 80% の人が同意しているので、名簿作り、登録制度の整備を進めればよいと思います。見守りネットワークについては平成 18 年にスタートしているが、平成 19 年度に民生委員、支援センターが取り扱った回数を教えてください。

事務局：在宅介護支援センターの場合、情報をいただいたとき、それが見守りネットワークにあたるかどうかという区分けでの集計をしておりません。

委員：老人クラブでも見守り活動をしているのですが、これは対象を指定するものです。市のほうは指定せず、例えば郵便局の人などがあそこのお年寄りがちょっとおかしいと支援センターなりに伝えると職員がすぐに来るというもので、高齢者にとって

はこのうえなく良いシステムですから、それをみなさんどの程度把握しているのかお聞きしたかった。

会 長：131 ページに見守りネットワークの推進ということで、これについては現状でどの程度進んでいるのかということですね。

事 務 局：個別の特定の人を見守るのではなく、あくまでもさりげない見守りということで、131 ページにあるとおり、ありとあらゆる社会資源からの情報によって在宅介護支援センターや府中市につながるが見守りの効果だと思っています。見守りのみの集計はありませんが、外部から在宅介護支援センターにつながった数が増えることが見守りの実績だと思っています。

委 員：20 ページは要援護者のサポートの話なのにその記述がないので、何の話だか分からなくなる。

21 ページで要援護者のサポートづくりについては場所の情報だけではだめで、営業時間の情報なども必要でしょう。サポートをするならどこに連れていか書いていないと機能しない。どこに連絡すればサポートを受けられるか分かるようにしてほしいと思います。

また、賃金が安いことなどが原因で福祉の現場に行く人が減っています。計画を作るだけで、計画の原動力になる人材に給与を補助するというでないと、計画を推進できないという問題があります。

事 務 局：災害時のサポートシステムづくりについては、主語が抜けておりますので書き加えます。また、具体的な詳細についてはこの計画で決めることはできませんので、システムをつくることだけをうたい、詳細はこの計画とは別に作ることを考えています。21 ページからの福祉エリアというのは災害時のサポートシステムづくりとは別のもので、どのエリアにどういう社会資源があるかなどを示したものです。災害時にどこに行くのかということは入ってきません。要援護者対策のなかに入れていきたいと考えています。

会 長：20 ページに「福祉を支え、福祉に参画する人材の育成」とありますが、人材問題についてはどのように考えていますか。

事 務 局：他に高齢では 147 ページ、障害では 201 ページに記載してございますけれども、市単独で人件費補助をするのは高齢では介護保険法の介護報酬であったり、障害では自立支援法の確定していない問題であったり、なかなか難しい問題です。昨今、さかんに報道されておりますが、人材の問題は根が深く、特に高齢者の介護には民間の営利ビジネスも参入しており、行政が単純に介入するというのは現時点では難しいと考えております。働きやすい環境づくりやスキルアップなど側面的な支援が中心となると思います。国や都の動向をみながら検討していきたいと考えております。

会 長：今年の暮れから来年にかけて政府がどう動くか、介護報酬の改定など、答えが少しずつ出てくるかもしれません。注目をしたいと思います。

委 員：施策の体系が 17, 18 ページにあるが、この計画期間の中での新規施策、重点施策に目印を付けてほしいと思います。

会 長：市長が重点施策を打ち出せるかどうかですね。新規のものには「新」としてはどう

か。研究してみてください。

事務局：新規施策は各論の中に表示してありますが、全体の体系のなかでは表示していませんので、見やすいように記載いたします。

委員：計画の推進が大切です。分野ごとの推進については触れられていますが全体の福祉計画の推進体制がありません。当協議会は全体の計画について検討しておりますので、推進にあたっては全体で評価し、また、点検する機関も必要ではないでしょうか。

事務局：現段階では分野別に推進体制をとっていくということを定めておりますが、福祉計画全体の推進体制は入れていません。常設の推進協議会をおくですとか、庁内での推進体制であったり、いろいろな形が考えられると思います。

会長：149 ページに「計画の評価推進など計画の進行管理についても市民が参加」とあり、非常に重要なことです。計画ができたあと、どのように市民が参画していくのか説明ができればよいと思います。

事務局：分野別に常設のものがあるのでそちらにお願いしたいと思っています。分野別でない全体的な福祉計画の体制については今のところ想定はしておりませんので、ご意見をいただけたらと思います。

副会長：計画の推進体制の中にPDCAサイクルが出てきますが、これは計画の技術的な側面のことなので少し性格が違うと思います。

事務局：推進体制とチェック体制が混在しているので少し整理させてください。

会長：高齢者には推進協議会の記載があるが、地域福祉計画にはなく、書き方が違う。分野ごとの整合が必要ですね。

委員：計画を作る前提となることと、実際に計画ができた後の推進体制のことなどは分けたほうが分かりやすいですね。

いろいろな施設や人材の具体的説明も必要です。介護予防コーディネーターやヘルスマイト 21 など新しい名称の活動が出てきておりますので。

エリアごとの地域資源の表はわかりやすいのですが、障害分野だけが厚く記述されており偏りがあるようです。

事務局：次世代関連施設を充実させるなど各分野で調整して整理いたします。

委員：個人情報については、個人名を出すから問題となるので、「何丁目の居住者の皆様」という呼びかけでもよいと思います。

委員：災害時の話がたくさん出てきますが、20 ページのサポートシステムの中に地域医療のことを入れてほしいと思います。「超」重度障害者など医療と関わりの深い方というのはたくさんいらっしゃいます。そういう方にとっては、避難場所に行っても命を落とすということにつながりかねない。そこで、サポートシステムとして医療で支えるということまでいくとすごく安心かなと思います。

また、府中市では保育所で障害児保育をやっていますが、そこで終わってしまうのではなくて、障害者の理解を得るにはアンケートにも出ましたけれども、接することから始まるので、小さい頃からの教育のつながりが絵になるとよいと思います。あと、団体に属していない人々にも漏れなく情報が提供できるようにしてほしいと

思います。

会 長：今の意見を慎重に反映してください。人工透析を必要とする人やオストメイト、重症心身障害児者などにとって医療というのは非常に重要です。

杉並の高井戸地域で認知症を地域で支えるネットワークというのをやっています。家族の会や、ボランティアグループ、施設、医療機関も参加して社会資源マップを作っています。認知症の人を支える地域ネットワークであり、ターゲットを明確にするとつくりやすい。一般的、抽象的なものではなく、具体的なネットワークづくりが必要です。

医療機関の話もそうで、在宅の重症心身障害児者を災害時にどう支えるか、ネットワークがいざというとき役に立たないのではいけない。行政としてそこまでやるかどうか、自己責任だというのも一理、その辺の哲学が定まってあれもこれもやるという気持ちがあるかどうかです。

委 員：16 ページに「府中市がめざす新しい福祉社会に向けて」とあります。また、基本理念として「安心していきいきと暮らせるまちづくり」とありますが、福祉は人づくりだと思います。会長が言われた地域で支える福祉も重要ですが、老老介護で悲劇が起こったり、セーフティーネットがあっても障害者を見る人がいなくなったらどうすればよいのか、そのあたりの具体化ができるとうよいと思います。

委 員：厚生労働省が新たに出してきた共助という概念をどのように取り入れていくのか。府中市としての立場をどうするのかという問題があると思います。

副 会 長：16 ページの図は「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書からということですが、これは厚生労働省の局長レベルの私的な研究会の報告書です。そのことを念頭において扱わなければならない。共助の概念については専門家の間でも様々な意見があり、評価が定まっていないと思います。

地域コーディネーターをどう配置するのかという問題についても具体的に記述する必要があると思います。

会 長：厚生労働省の研究会からの引用については留保が必要ですね。ストレートに使わないほうがよい。

全体のまとめとして、子育てについては次の本計画策定時に盛り込むということを最初に記述しておいていただきたいと思います。医療の問題はとても大切です。社協、民協などとの役割分担も必要ですね。また、部門別だけでなく、全体の進行管理、評価、見直しをどうするか考えてほしいと思います。人の問題については、市単独では難しいかもしれませんが、現場で働いている人、ボランティア、これから目指す人に何らかの対応ができるような記述をしていただきたい。障害者、高齢者などサービスを必要とする人への周知が大切なので、市や社協の広報をどうかずか考えていただきたい。パブリック・コメントの時に、単に文化センターに置いたというのではなく、障害者団体等にもこの冊子を提供するような積極性があるのがよいと思います。

これまでいただいたご意見を反映させたものでパブリック・コメントに出すということによろしいでしょうか。

(異議なし)

### 3 その他

事務局：お気づきの点がありましたら8月8日までに事務局までご連絡ください。  
次回日程についてはまたご連絡いたします。

会長：本日はこれにて閉会いたします。

以上